

免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合		
全額免除	○	○ 1/2(1/3)		○
一部免除	3/4免除	○ 5/8(1/2)		○
	半額免除	○ 6/8(2/3)		○
	1/4免除	○ 7/8(5/6)		○
納付猶予	○	×		○
学生納付特例	○	×		○
産前産後免除	○	○		○
未納	×	×		×

※一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合のかっこ内は、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。

ただし、付加保険料の納付を開始できるのは申請月分からとなり、過去の分については申請することはできません。また保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることはできません。

例 付加保険料を10年間納めると…

付加保険料額

$$400円 \times 12カ月 \times 10年 (払い込み月数) = 4万8,000円 (総額)$$

受給額

$$200円 \times 12カ月 \times 10年 (払い込み月数) = 2万4,000円 (年額)$$

年金受給開始後2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金を受け取れます。なお、付加年金は定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。

申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

保険料を追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、原則古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

申請先 津年金事務所(☎228-9112)

高齢任意加入制度

60歳までに受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額にするか満額に近づけることもできます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。

持参するもの

- マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)
- 通帳、金融機関届け出印

申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)、津年金事務所(☎228-9112)

年金加入記録の照会

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004(音声案内)

基礎年金番号に基づき、加入記録、納付記録、免除申請の有無などを電話で確認することができます。
※基礎年金番号が不明の場合は照会できません。

年金手帳から基礎年金番号通知書へ

令和4年4月以降に初めて年金制度へ加入する人(20歳に到達した人、20歳前に厚生年金被保険者となった人など)には、年金手帳に代

わり、基礎年金番号通知書が日本年金機構より交付されます。年金手帳を紛失した場合も、再交付申請により基礎年金番号通知書が発行されます。

なお、年金手帳は「基礎年金番号を明らかにする書類」として、引き続き年金の手続きにご利用いただけます。

